

(平成28年度第3回)
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：平成29年3月23日（木）

午後2時から

場 所：市役所3階301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について
- (2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (3) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- (4) 番号法の改正等に伴う武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について
- (5) その他

3 議 題

- (1) 庁用自動車ドライブレコーダー設置業務における本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について
- (2) その他

4 閉 会

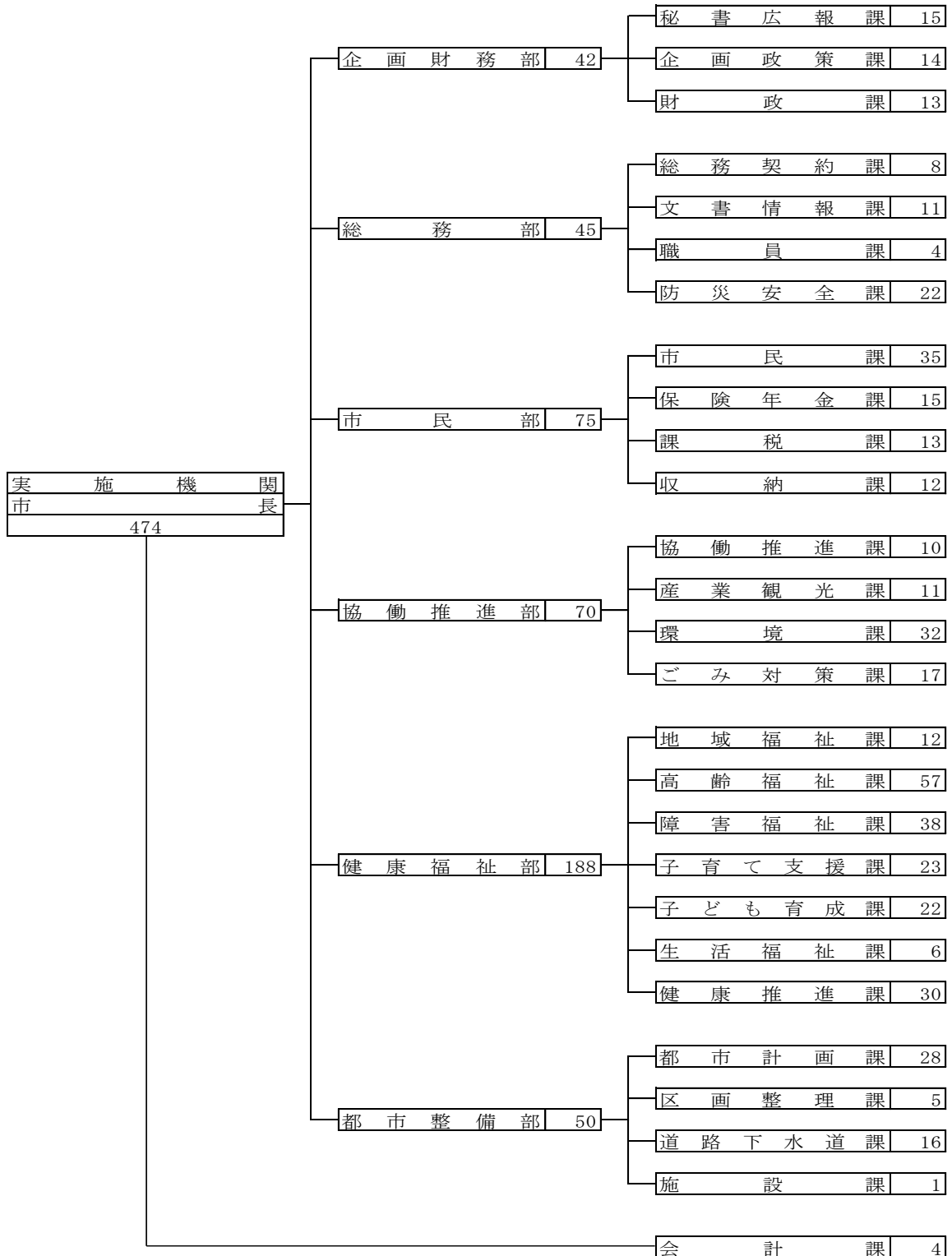
報告事項(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について

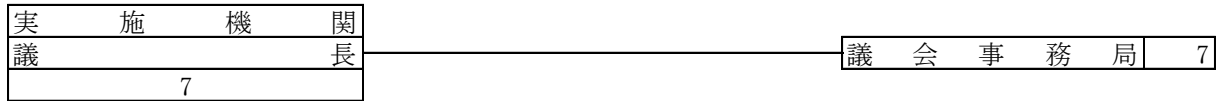
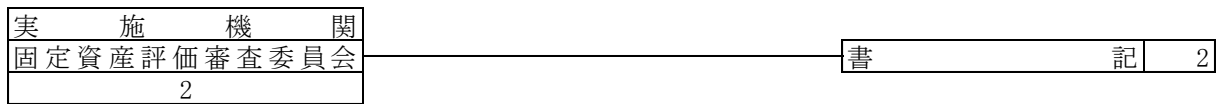
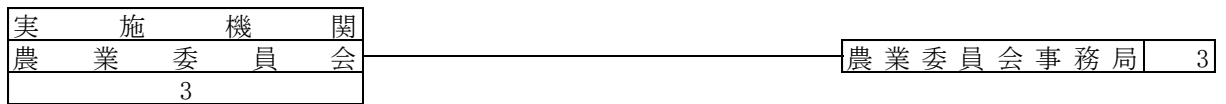
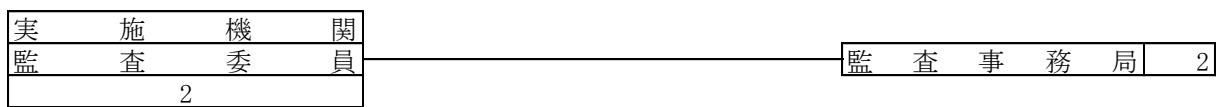
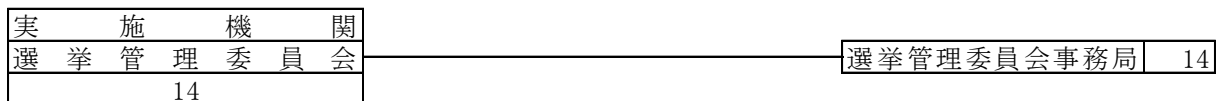
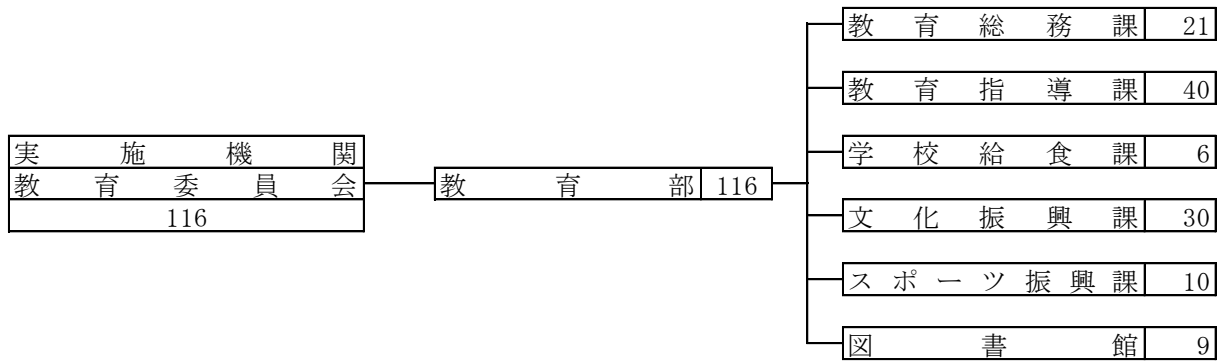
このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の状況

(平成29年2月28日現在)





実施機関	件数
市長	474 件
教育委員会	116 件
選挙管理委員会	14 件
監査委員	2 件
農業委員会	3 件
固定資産評価審査委員会	2 件
議長	7 件
合計	618 件

報告事項(2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について（条例第6条第1項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項…届出件数 1件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例（抜粋）

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(3) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について（条例第8条第4項・第5項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の外部提供の届出に係る事項…届出件数93件、提供先件数1,267件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(4) 番号法の改正等に伴う武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

資料1 「武蔵村山市個人情報保護条例 新旧対照表」

資料2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 新旧対照表（抜粋）」

資料3 「マイナンバー制度における情報連携の全体像」

報告事項(5) その他

議 題(1) 庁用自動車ドライブレコーダー設置業務における本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 本人以外のものからの個人情報の収集の適否（条例第7条第2項第9号）

番号	項目	内容
1	担 当 部 課 名	総務部総務契約課
	本人以外のものからの個人情報の収集をする業務の名称及び内容並びに本人以外のものからの収集により業務を行う理由	<p>(業務の名称) 庁用自動車ドライブレコーダー設置業務</p> <p>(業務の内容) 庁用自動車にドライブレコーダーを設置し、記録された映像及び音声データの管理等を行うもの。</p> <p>(本人以外のものからの個人情報の収集により業務を行う理由) 事故責任の明確化並びに職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図るため、庁用自動車にドライブレコーダーを設置するものであるが、本人の同意を得て撮影することは不可能なため。</p>
	個人情報の利用目的	交通事故やトラブル発生時等における責任の明確化を図ることを目的とするもの。
	個人情報の記録の対象範囲	ドライブレコーダーに記録された不特定多数のもの
	本人以外のものから収集をする個人情報の記録項目	映像及び音声データ
	備 考	<p>(1) ドライブレコーダーを設置する庁用自動車は5台</p> <p>(2) 武蔵村山市庁用自動車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱（仮称）を制定し、当該ドライブレコーダーにより記録された映像等のデータの取扱いを図ることを予定している。</p>

イ 上記収集をした際の本人への通知の省略（条例第7条第3項・施行規則第3条第3項第2号）

ウ 外部提供の適否（条例第8条第2項第6号）

番 号	項 目	内 容
1	担 当 部 課 名	総務部総務契約課
	外 部 提 供 を す る 個 人 情 報 取 扱 業 務 の 名 称	庁用自動車ドライブレコーダー設置業務
	保 有 個 人 情 報 の 外 部 提 供 に よ り 業 務 を 行 う 組 織 等 の 名 称	警察機関等
	保 有 個 人 情 報 の 外 部 提 供 に よ り 行 う 業 務 の 名 称 及 び 内 容 並 び に 外 部 提 供 に よ り 業 務 を 行 う 理 由	(業務の名称) 警察機関等による交通事故等の状況調査 (業務の内容) 交通事故等の状況調査を行う。 (外部提供により業務を行う理由) ドライブレコーダーに記録された映像及び音声データを提供することにより、交通事故等の責任の所在等の確認が可能となるため。
	外 部 提 供 を す る 保 有 個 人 情 報 の 記 録 項 目	映像及び音声データ
備 考	「武蔵村山市庁用自動車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱（仮称）」を制定し、当該ドライブレコーダーにより記録された映像等のデータの取扱いを図ることを予定している。	

エ 上記外部提供をする際の本人への事前通知の省略（条例第8条第3項・施行規則第5条第2項第2号）

議 題(2) その他